

第4章 各論

◆方向性Ⅰ 安定供給の確保に向けて

◎主要施策1 多様な担い手の育成

1 担い手の育成

本市農林水産業は大半が家族経営のため、従事者の新規参入を促進することは重要な課題である。さらに、女性や若者の活躍する環境を整えることも必要である。

そのため本市では、円滑な世代交代を促進し、新たな担い手や後継者を育成することや、女性の経営参画を支援するとともに、高齢化と担い手不足が進む地域の実情に合わせた多様な担い手を育成する。

また、将来を担う経営感覚に優れた中核的な生産者を育成・確保するため、経営スキル向上や新たな担い手の参入促進に向けた支援を行う。

(1) 農業の担い手の育成

本市農業の中核である『認定農業者』を確保するため、農業を本業として取り組む個人・法人を認定農業者へ誘導するとともに、個人経営については同一世帯の配偶者や後継者を含めた共同申請を働きかける。

認定農業者の経営目標達成に向けては、経営改善計画の作成支援、定期的な検証、経営診断等を行う。また、目標達成に向けた補助事業や融資等の施設整備の支援を行う。

あわせて、自己研鑽の場である「北九州市認定農業者協議会」の活動充実を図る。

(2) 新規就農者の確保

新規就農者の確保に向け、就農希望者の受入窓口の整備、就農相談会の開催、情報発信や新規就農者研修の実施などを進める。

さらに、農協等と連携を取りながら、農地情報の提供や施設等の導入支援を行い、就農しやすい環境整備を進める。あわせて、新規参入者向けの支援制度である「北九州市チャレンジファーマー制度」や青年就農給付金の活用により、新規就農者の育成・確保を図る。

(3) 林業の担い手づくり

林業者の研修参加や林業退職金共済加入に対する支援などを行い、林業者の確保や森林組合の育成を図る。

また、企業、市民団体及び自伐林家など、放置竹林の解消や森林整備に取り組む事業体の新規参入を支援する。

(4) 水産業の担い手の育成

水産業を魅力的なビジネスとして発展させるため、漁業経営の実践を学ぶ勉強会などを開催し、経営感覚に優れた将来を担う漁業者を育成する。

(5) 水産業の新規就業者の確保支援

漁業への新規参入者や漁家の後継者を積極的に確保し、将来につなぐ漁業の担い手として育成強化を図るため、産地見学会や操業体験プログラム、漁業支援サポーターなどの事業を実施し、市民等が漁業に触れる機会を創出することにより新規就業者の確保を支援する。

(6) 市職員の人材育成

本市農林水産業の振興を図るためには、専門技術職として配置されている農業職、水産職、林業職及び獣医師の行政能力の向上が必要である。

職員一人ひとりが、主体的に行政目標の達成に向けて取り組む機運を醸成するため、効果的なOJTの実施や、資格取得の推進、適切かつ職種にとらわれないジョブローテーションの実施などに取り組む。

2 女性・若者の活躍支援

女性や若者が中心となった農林水産分野での活性化の取組や、農林水産業に親しみが持て、職業として魅力あるものとするための取組に対し、様々な支援を行う。

また、漁業における多様な担い手の育成のため、荷捌き所や加工・養殖分野で活躍する女性を支援する。

(1) 農業における女性・若者の活躍支援

女性や若者が、農林水産分野でリーダーとして活躍できるよう、農協や漁協への理事就任の働きかけや、農業委員への選任を進めるとともに、農林水産業全体での交流ができるようなネットワーク化を推進する。

(2) 農業における女性の活躍支援

農業分野における、女性の経営への参画気運を醸成するため、県レベルでの「女性活躍大推進大会」の開催や、夫婦を対象とした講習会等の実施、「農業経営改善計画」の共同申請、「家族経営協定」の締結などを働きかける。

(3) 女性が活躍できる環境整備

農林水産業の生産現場は、体力仕事を中心となっており、女性ひとりで行うのが困難な作業も多い。そこで、女性がひとりでも生産者としてやっていける、体力がならず、安全な生産現場の実現に向け「ものづくりのまち北九州」ならではの機械設備や技術等の開発を支援し、生産現場の環境改善等を進める。

(4) 農業における女性・若者の就農支援

現在は農業に従事していないが、家族が農業を営んでいる者や「食」に興味ある女性・若者に対して、農業体験や食の講演会を通じ農業への興味、就農への意識の醸成を行い、次世代の農業参入を推進する。

また、女性の就農推進に向けて、女性を対象にした農業ヘルパー希望者のための研修等を実施し、将来的な就農候補者として育成する。

(5) 農業における女性・若者の就農制度の検討

女性・若者の新規就農者を確保・育成するため、募集、農家研修、農地取得や施設導入、生活支援をパッケージにした就農制度の検討を行う。

(6) 水産業における女性・若者の活躍支援

水産業の6次産業化や養殖業の促進にあたっては、漁業の担い手として、女性の活躍が不可欠であり、女性の就業を促進するための環境整備について支援する。

また、着業後、経験の浅い若者については、漁業への定着を促進するため、漁業関係法令や経営の基礎知識について研修を行う。

3 法人化や企業参入の支援

生産者の経営規模拡大に向けて、現在の経営を見直し、雇用労働力の活用や法人化を推進する。

また、企業の農業参入促進に向けては、融資や農地、栽培技術など各種の情報提供などの支援を行う。

(1) 企業的経営の導入支援

認定農業者の企業的経営支援に向け、法人化に向けた情報提供、ICTの活用、パートなどを周年雇用ができる栽培体系の検討、労災保険や職場環境改善など雇用を受け入れやすい環境づくりなどの支援を行う。

また、認定農業者が適宜必要な人材を確保できるよう、農協やシルバー人材センター等と、農作業にかかる雇用確保に向けて検討を進める。

(2) 企業等の参入促進

企業の農業参入は、市内農業の活性化や雇用の場の提供という大きな役割を担っている。今後は、企業による植物工場導入への関心も高いことから、相談窓口を明確化し、参入条件や農地貸借、生産技術等の情報提供に努めるとともに、参入する企業については、融資等の支援も進めていく。

さらに、担い手のいない地域については、企業を担い手として位置付け、参入内容に応じ地域への誘導を働きかける。

◎主要施策２ 生産環境の整備

１ 生産基盤の整備

効率的で安定的な農業を推進するために、生産基盤や農業用施設の整備に努め、生産性の向上をめざす。

また、森林の効率的な整備を推進するため、生産基盤としての林道及び森林作業道の整備に努める。

漁業活動の拠点となる漁港整備については、施設の老朽化対策や防災機能の強化、漁港施設用地の有効活用等に取り組んでいく。

(1) 生産性を高める基盤整備の実施

ア ほ場整備

農地の大区画化や用排水路・農道等の総合的な整備を行うほ場整備事業は、農地の集団化、作業効率の向上、担い手への農地の集積を図るために、重要な取組である。今後、意欲ある担い手や後継者が多い地区において、地域の農業者と協議を進めながら事業の取組を推進する。

イ 農振農用地区域への重点化

生産基盤の整備については、「農業振興地域整備計画」に基づき、農業の振興を図ることが必要であると認められる「農業振興地域・農用地区域」を中心に重点的に取り組む。

ウ 林道整備

森林は緑の社会資本として地球温暖化の防止、国土の保全や水資源のかん養等の多様な機能を有し、社会生活を守るうえで大きな役割を果たしている。今後も、森林法に基づく「遠賀川地域森林計画」において計画されている路線を対象に整備する。

エ 漁港整備

施設整備が遅れている曾根漁港の整備を促進するとともに、高潮被害が生じている柄杓田漁港の防災機能の強化を行う。また、事業が完了しているその他の漁港においても、港内静穏度や漂砂などの課題が生じており、これらの対策に取り組む。

(2) 農林水産関連施設の長寿命化の推進

ア 農林業施設

農道や水門、ポンプといった農業施設や林道などの林業施設は、建設年度が古いものが多く、施設の老朽化が進行している。

このため、「農業施設及び林業施設の長寿命化修繕計画」を平成32年度までに策定し、予防保全と事後保全による維持管理を実施することにより、維持管理費用の削減を図る。

イ 漁港施設

「機能保全計画」に基づき、定期的な漁港施設の点検を行うとともに、漁港の重要度及び施設の特성에応じて優先順位を定め、計画的かつ適切な時期に機能保全対策を実施する。

ウ 漁業施設

漁具倉庫や荷さばき所などの漁業関連施設の維持管理コストの削減や高齢者に対応した施設への更新等について支援する。

漁獲物の付加価値を高める活魚水槽の整備や加工施設など、漁業者が共同利用する施設整備について支援を強化する。

(3) 遊休施設の整理と有効活用

ア 不要施設の整理・売却

農地の減少に伴い、受益農地が消滅又は減少した市有の農業用ため池や、市有地に設置された農業用施設で遊休化した施設がある。

今後、不要となったため池については、売却や有効活用を図るため調整池など他用途への転換を、また、遊休化した農業用施設については、施設を撤去の上、市有地を売却し、行財政改革を推進する。

イ 漁港未利用地の有効活用

漁港施設用地における未利用地等の活用策を積極的に検討し、漁家所得向上や漁業地域の活性化を図る。

2 農地利用の最適化の推進

農地利用の最適化を推進するための体制づくりを進め、農地の「所有」と「利用」のミスマッチを解消することにより、担い手への農地の集積と優良農地の確保を図るとともに、担い手の所得向上と多面的機能の保全を図っていく。

(1) 農地利用の最適化

農地利用の最適化を図るため、農業委員会、農協と連携して、貸付希望農地の把握と情報共有を行い、この農地情報を元に「人・農地プラン」や「農地中間管理事業」等を活用して、地域の担い手や新規就農者等への農地集積を推進する。

一方、道路などで分断されたり、排水不良や農地に隣接する作業道が無いなど、耕作条件が悪く、担い手への集積や農地としての活用が困難な農地について、実態の把握に努める。

(2) 農業・農村の活性化

農業・農村の維持発展には、農村地域に住む高齢者から若者まで各世代の主体的な取り組みが不可欠である。この取り組みを支援するため「人・農地プラン」の策定を通して地域農業のあり方や各世代の役割分担を明確にしていくとともに、地域

全体で地域農業を守る集落営農や受託組織の育成に取り組む。

3 豊かな漁場づくり

漁業を継続し、持続的に市民へ水産物を提供していくため、生産環境の整備に取り組むとともに、漁業者自らが積極的に漁場の保全や資源の増大に取り組む活動に対して支援を強化していく。

(1) 漁場整備の推進

これまで市が行ってきた藻場の拡大等の取組みについて評価・検証するとともに、鉄鋼スラグ人工石や核藻場礁などの新技術を活用して本市沿岸に適した魚礁や藻場を整備することで、漁場づくりを推進する。

(2) 漁場保全活動の強化

関係機関と連携して、海底環境悪化の原因となっているホトトギス貝など有害生物の駆除や漁場の耕耘など漁場機能の回復に向けた対策に取り組む。さらに、漁業者自らが主体となって取り組んでいる母藻投入や藻場の維持拡大にむけた藻場保全活動、漁場の回復や資源維持などの漁場保全活動を積極的に支援する。

(3) 種苗放流

これまで市や漁業者が行ってきたアワビ等の種苗放流を継続するとともに、本市の沿岸環境や漁法に適した新たな放流種苗について検討する。

また、漁業者が取り組む種苗放流に対する支援を継続するなど、今後さらに種苗放流事業を強化していく。

(4) 養殖事業の推進

毎年1,000t前後の水揚げがあり、本市漁獲品目中、最も大きな割合を占めるカキの養殖海域の現状把握を行い、必要に応じて海底のヘドロ除去や、富栄養化の抑制など養殖環境を維持・改善するための取り組みを行う。

また、今までの海上養殖に比べ、魚病対策や安定的な飼育管理が容易であるアワビ、トラフグやヒラメなどの陸上養殖について、民間の先端技術を生かした事業を支援する。

(5) 資源管理

本市の漁業は沿岸海域の限られた漁場で行われているため、資源管理の視点から、漁業者や関係機関と利用可能な海域における新たな資源管理手法の適用を検討する。

また、釣り人や市民へ遊漁に関するルールの周知を図り、資源保護に関する意識の向上に努める。

◆方向性Ⅱ さらなるビジネスの推進に向けて

◎主要施策3 ビジネス化の推進

1 農林水産物の戦略的生産支援

本市の農林水産業は、市民の身近な場所で営まれている都市近郊型であり、これまで『地産地消』をキーワードに、市民に対して地元産の新鮮で安全な農林水産物を提供してきた。

今後もこれまでの地産地消の取組を強化するとともに、6次産業化や農商工連携、ブランド化などの取組強化に努め、農林水産業の更なるビジネス化に取り組んでいく。

(1) 地産地消の推進

「地産地消サポーター制度」や総合農事センターなどを活用して、市民に対し地産地消を周知するための事業を充実させ、市内産農林水産物の価値の再認識を強力に進めていく。同時に、既存品目の生産拡大と販売促進の支援を引き続き行うとともに、新たに付加価値を付け、商品化・販売促進等を行う生産者等に対する支援を強化していく。

また、生産者や料理関係者による地元農林水産物を使用した多彩なメニューの紹介などを通じて、地元農林水産物のおいしい食べ方を提案・体験することにより消費拡大を図る。

(2) 学校給食への供給力の強化

学校給食は、地域で生産される農林水産物を児童・生徒と保護者が知るのに絶好の機会である。同時に、小・中学校合わせて1日あたり約8万食の巨大なマーケットでもある。

これらの現状を踏まえ、北九州市教育委員会や「公益財団法人 北九州市学校給食協会」など学校給食に関わる団体との情報共有を深め、キャベツ、だいこんや塩蔵ワカメなど市内生産物の供給力強化を図るため、計画的な生産・出荷を推進する。

さらに、採用品目の拡大に向けて、生産者や農協、漁協へ働きかけ、生産に必要な機械・施設の助成など供給力の強化へ向けた支援を行っていく。

(3) 食農教育等の充実

小学生の農作業体験や作物を育てる授業に対する支援、「公益財団法人 北九州市学校給食協会」と連携した収穫体験を継続して実施していくとともに、総合農事センターで行っている農作業体験についても、児童・生徒から一般市民を含めた幅広い体験プログラムを作成する。

漁業についても、漁業体験や海・魚とのふれあいイベントや出前講演等により、漁業や水産物への知識を深めてもらい、魚食の機会を増やすことで、食農教育の充実を図る。

(4) 安全・安心な農林水産物の提供

市民に安全・安心な農産物を提供するため、今後も関係機関と連携して農薬の適正使用や生産履歴の記帳、生産環境の改善等の指導を行う。

また、減農薬・減化学肥料等、環境負荷の低い栽培方法に取り組む「エコファーマー」や「ふくおかエコ農産物認証制度」等の取得を促進し、産地競争力の強化や、食品の安全性向上、環境保全などを図る。

さらに、漁獲・養殖された魚介類や、漁業者により処理・加工された食品の安全確保に必要な衛生的な施設整備に対する支援を行う。

また、食品衛生を担保するための行政検査を行うとともに、自主検査実施についての支援を行う。

(5) マーケティング機能強化の支援

ビジネスとしての農林水産業を推進するため、ニーズにあった生産体制の整備や、加工・業務用への対応、販売先開拓のための情報収集、流通業者との連携、農林水産業の6次産業化などマーケティングの機能強化を支援していく。

(6) 直売や新分野での流通機能強化

農林水産物の直売所の機能強化を図るため、ICTを活用した販売情報の共有化支援や、インショップ・朝市への取組支援を進める。

また、買い物弱者対策への取組や介護食への対応なども検討していく。

(7) 農産物の生産・販売等の支援

農産物の生産・流通・販売体制の強化を支援するため、ビニールハウス導入による生産基盤の強化、集出荷・販売体制の強化・効率化等を目指した販売流通基盤整備の支援や、他市町との広域連携も含めた生産組織の再編等を推進する。

さらに、流通・販売体制の強化に向けて、中央卸売市場との連携強化を図る。

(8) 森林資源の循環

ア 市営林のスギ・ヒノキの売払い

市営林のスギ・ヒノキの計画的な主伐・間伐の実施及び市場への出荷を行い、資源の循環や売払い収入の増加を目指す。

また、近隣の民有林との共同施業など停滞している市内林業生産活動の活性化を図る。

さらに、公共建築物等における市内産材を含めた県産材の利用促進を図る。

イ 竹材のビジネスモデル構築

竹材が有効活用される出口戦略づくりを進めるため、放置竹林の竹を伐採・搬出する市民やNPOへの支援や、有効活用を図る企業、個人等に対しての竹材の無償提供を推進する。

さらに今後、竹材の産業用素材としての事業化を企業等と連携して推進し、竹を有効に活用したビジネスモデル構築を目指す。

(9) 畜産業の振興

ア 肉用牛（小倉牛）

小倉牛の生産コスト削減を図るため、ビール粕や米ぬか等の食品残渣を飼料として代用することで、飼料コストを削減し、収益改善に繋げる。

また、各農家で繁殖牛による子牛から出荷までの一貫生産システムを構築できるよう飼養管理等の指導を進め、素牛（もとうし）価格の変動にも対応できる安定した経営基盤づくりに向けて支援する。

イ 肉用鶏（小倉ふる里どり）

「小倉ふる里どり」を北九州市のブランド鶏としていくため、総合農事センターの小倉ふる里どりの雛の生産体制を強化し、地域ブランドとして育成していく。

また、小倉ふる里どりを原料としたソーセージ等の加工食品の開発も支援し、多角的展開による認知度の上昇を目指す。

2 6次産業化・農商工連携の推進

農林水産業者の所得向上を図るため、6次産業化を目指すグループなど、新事業展開を目指すものに対して重点的に支援を進める。

また、1次製品の活用、あるいは1次産業分野に対して積極的に投資を行おうとする企業等に対して、本市農林水産業に関する情報提供や意見交換を行う場を設定し、6次産業化・農商工連携等を支援する。

(1) 農林業における6次産業化・農商工連携などへの一体的支援

6次産業化、農商工連携などにより新分野への進出を目指す農林業者や、団体・グループ等を対象に、総合農事センターの既存施設を活用し、加工品づくりのための研修会や意見交換会の開催、関係法令等の講習会、農林ショップでの試作品の販売等を実施する。

(2) 水産業における6次産業化・農商工連携の推進

水産業における6次産業化を目指す漁業者グループなどが行う事業に対して支援を行い、水産業の生産部門のみならず、新たな販路開拓など、関連ビジネス分野への進出を目指すことで漁労所得の向上を図る。

さらに、高鮮度保持技術などの新技術や、地域資源を積極的に活用した付加価値の向上対策などについても支援を行う。

また、農商工連携を推進するため、本市水産物の利活用を考えている者に対して、水産業に関する情報提供や意見交換を行うなど、支援を行う。

(3) 既存施設の新たな活用の検討

6次産業化・農商工連携に積極的な市内生産者等が行う、新商品の試験的な展示・販売等について、直売所や総合農事センター等既存施設を活用する。

3 ブランド化の強化

市内産の品質評価の高い農林水産物について、今後も北九州市の「食」を代表するブランドとして、知名度を高めるPR活動などに重点的に取り組んでいく。

また、農林水産物だけでなく、加工食品なども含めてブランド化を支援することにより、生産者だけでなく、加工、流通、販売、飲食店など多くの市内事業者の所得向上を目指す。

(1) 既存品目のブランド化の推進

これまでの地産地消推進の取組により、「合馬たけのこ」や「豊前海一粒かき」等については市内外での知名度が高まっており、他にも「関門海峡たこ」「若松潮風[®]キャベツ」や「大葉しゅんぎく」等、全国ブランドとして成長が期待できる食材が市内には存在する。これらを北九州の「食」を代表する地域ブランドとして、知名度を高めるPR活動を行っていく。

(2) 新たなブランド品目の育成

本市主要作物の一つである米について、レンゲ米、酒米など特色のある米づくりを推進する。

また、若松トマト、サワラ等市内産農林水産物で付加価値や高単価が見込める品目について検討を進め、ブランド化に向けた支援を行う。

さらに、市内産農林水産物に親しみを深め、地産地消を軸とした市民と農林水産業者とのふれあいを促進するため、市内産農林水産物を販売している小売店等に対し、独自のマークである「地元いちばん」等の掲示を推進する。

(3) 北九州ブランドの広域展開

農林水産業の担い手が減少するなか、農協、漁協等生産者団体の合併が進んでおり、市域を超えて広域にまたがるものもある。この広域性を活かし、本市の「プロッコリー」「小倉牛」「豊前海一粒かき」などのブランド力強化を図るため、市域を超えて連携した生産・販売体制の構築を検討する。

4 輸出への取組み支援

アジア地域の経済発展により、アジア諸国での安全・安心な日本産農林水産物を求めるニーズは確実に増えている。

このニーズに対応するため、輸出先となる地域の情報収集に努めるとともに、意欲の高い生産者や他産業と連携して、「GAP」や「HACCP」への取組について検討する。

(1) 農林産物の輸出

農産物の輸出については、輸出先国のニーズ等を把握した上で、「若松小玉スイカ」など輸出品として有望な品目について試験的な輸出を行い、市内産農林産物の輸出の可能性について検証する。

(2) 水産物の輸出

高品質な日本産の水産物を求める各国のニーズや輸出先となる地域の状況などについて情報収集を行い、本市水産物の輸出可能性を検討するとともに、意欲の高い漁業者や他産業からの参入を募るなど、輸出の促進に向けて必要な支援を行う。

(3) 「GAP」や「HACCP」等の取組

市内産農林水産物の輸出を推進するにあたっては、「GAP」や「HACCP」への取組、「ハラル認証」の取得は、必須条件である。今後これらの取組について、生産者等への情報提供や、国・県等の事業の活用による、取得の啓発に努めていく。

5 再生可能エネルギーの活用

民間企業が市内で展開する風力発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギー発電設備の整備について、農林漁業上の土地利用等との調整を適正に行うとともに、再生可能エネルギー事業と連携し、農林水産業の振興を図る。

(1) 農林業での活用の調査・研究

農林分野での再生エネルギーの活用について、先進事例の調査や、活用施策への研究を進める。あわせて、木材や家畜排泄物等のバイオマスエネルギーとしての活用も検討する。

(2) 水産業での活用

水産業では、洋上風力発電の基礎部を増殖場に利用することや、漁業者の冷凍・冷蔵庫、生簀等に発電による安価な電力を利用することなど、再生可能エネルギーの活用について検討する。

◆方向性Ⅲ 豊かで美しく活力ある地域づくりに向けて

◎主要施策4 多面的機能の発揮

1 耕作放棄地対策

近年の耕作放棄地の増加は、生産基盤の減少を招くばかりでなく、水源涵養機能や災害防止機能の低下、水域環境の悪化などに繋がる大きな課題である。

本市の豊かな里地、里山を保全し、将来にわたって多面的機能を維持・発揮するような生産振興を行っていく。

(1) 耕作放棄地対策の実施

耕作放棄地の現状把握に努めると共に、「人・農地プラン」の策定や「農地中間管理事業」の活用により、今後耕作放棄地化が予測される農地を地域の担い手に集積し、耕作放棄地の発生を未然に防ぐ。

耕作放棄された農地については、農業再生協議会による「耕作放棄地再生事業」等の活用により、耕作放棄地の再生・有効利用を図る。

(2) 農地利用最適化推進委員との連携

農地利用の最適化に向け、「農業委員会等に関する法律」の改正により新設される『農地利用最適化推進委員』と連携し、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に取り組む。

2 放置竹林・荒廃森林対策

放置竹林の解消や里山の保全を図るため、多様な事業者の参入を促して中山間地域や関連産業の振興に寄与する。

(1) 放置竹林対策の実施

放置竹林の解消に向けては、竹材が資源として活用される循環システムを構築することが重要である。そのため、放置竹林の竹を伐採・搬出する活動や、竹材の有効活用を図る個人、企業等に対する支援を行い、竹材の産業用素材としての事業化を推進する。

(2) 荒廃森林の再生

福岡県森林環境税を活用して、概ね15年間手入れされていない荒廃したスギ林・ヒノキ林の間伐や侵入竹の除伐、作業道の整備を行い、水源涵養や山地災害防止等森林の持つ多面的機能の回復を図る。

3 多面的機能の啓発

農林水産業の適切な営みが、市民にも多くの恩恵をもたらし、市民の大きな財産でもあること、さらに自然環境保全に重要な役割を果たしていることなど農林水産業の持つ多面的機能について、市民への啓発を進める。

さらに、市民や企業、NPOなど幅広い方々と協働して、市民の共有財産である農山村や海域環境の保全、景観の維持などに取り組む。

(1) 市民に対する多面的な価値の啓発

農林水産業が持つ多面的機能・価値を市民に知ってもらうため、地産地消サポーター制度等を活用しながら、生産者と消費者の情報交換を行う産地見学会の開催、イベント・マスコミ等を活用した広報活動、小学生を対象にした農業体験学習、出前講演等を積極的に実施し、市民への啓発活動に取り組む。

(2) 都市と農山漁村の協働

農林水産業の営みは、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全など多面的な機能を有している。この多面的機能についての市民への啓発活動とあわせて、農林水産業に携わる人や、NPOによる里山の保全活動や干潟の清掃活動など、市民レベルでの環境保全活動について支援していく。

(3) 森林・林業の普及啓発

『山の日』（8月11日）の制定を契機として、山に親しむ機会の提供や、山の恩恵に関する普及啓発などの取組を進め、森林の持つ機能や、林業に関する市民の理解促進を図る。

(4) 「里海づくり」の強化

朝市の開催支援や藻場や干潟の環境保全活動、魚食文化の普及などについて、市民、漁業者、企業、行政等が協働してきた取組を推進することで、「里海づくり」の強化を図る。

4 にぎわいの創出とシビックプライドの醸成

農林水産物の持つ食の魅力の創造や情報発信に取り組み、食やイベント等によるにぎわいを創出する。

また、本市の新鮮な農林水産物、6次産品等の食、豊かな自然と共生している農山漁村の原風景や文化とのふれあいを通じて、シビックプライドの醸成を図る。

さらに、農地や漁港を農林水産業の活動の場としてだけでなく、市民とのふれあいやレジャー活動の場として活用し、にぎわいづくりを創出するとともに、農地の保全、放置竹林の伐採や、海岸漂着ごみの清掃活動を行うボランティア団体等に対する支援を通じて、市に対する誇りや愛着を醸成する。

(1) 「食」イベントによるにぎわいづくり

本市農林水産物のPRやブランド化の推進、「食」によるにぎわいを創出するため、毎年総合農事センターで開催される「農林水産まつり」を始め、本市の産品をテーマとした各種イベントに積極的に取り組み、「食」イベントによるにぎわいづくりを推進する。

(2) 漁港におけるにぎわいづくり

若松区脇田漁港にある「ひびき海の公園」内の海水浴場、釣り栈橋、人工海浜、フィッシャリーナ、一次産品の直販所「汐入の里」の充実を図るとともに、イベントなどを拡充することで、多くのにぎわいを創出する水際線づくりに取り組む。

(3) 市内産食材を使用した料理を通じた「食」に関する情報発信

市内産食材を使用した料理を提供する食事処の直売所等への設置検討や惣菜の充実、さらには、飲食店の地産地消サポーター登録の推進など、実際の料理を通じて「食」の情報発信を行い、シビックプライドの醸成を図る。

(4) 食文化の継承

旬の市内産農林水産物を使った料理や加工品開発等に結びつくよう、市内各所に伝わる地域の食文化（伝統料理）について、地産地消サポーター制度を活用し情報提供するなど、市民の共有財産として未来へと継承していく。

(5) 食農教育等の充実（P22 再掲）

主要施策3の1の(3)

(6) 山村留学等の検討

本市の豊かな自然や農山漁村の原風景、文化や食とのふれあいを進める、児童・生徒による山村留学の取組について検討し、にぎわいの創出やシビックプライドの醸成に結びつける。

また、農山漁村とのふれあいを求める都市住民に対し、民泊や民泊と合わせた体験プログラムの提供などの取組について検討する。

(7) NPO、ボランティア活動への支援

市民やNPOが、農家と協働で農地・里山の保全や有効利用を行い、多面的機能の保全や市民の農業への理解促進に寄与している。これら、市民レベルでの活動について、支援のあり方を検討していく。

(8) ボランティア活動への支援

これまで、漂着ごみの清掃活動を行うNPOなどのボランティア団体に対し支援を実施してきたが、今後も協働して水際線の環境保全を図るため支援を継続し、市民が豊かな自然と共生していることを通じて、市に対する誇りや愛着を醸成するための取組を行う。